

## 岩美町国民健康保険岩美病院 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、岩美町国民健康保険岩美病院（以下「病院」という。）において行う医療行為及び臨床上の研究が、倫理的、社会的観点から適切に行われることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議対象)

第3条 委員会は、前条の目的を図るため、次に掲げる事項を倫理的、社会的観点から審議・審査する。

- (1) 新しい治療法に関すること。
- (2) 医療行為で検討を要すること。
- (3) 臨床研究に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めたこと。

(委員会の組織・構成)

第4条 委員会は、病院の院長、副院長、診療部長、薬剤部長、看護部長、医療技術部長、事務長及び病院外の学識経験者（2名）をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、院長の職にあるものをもって充てる。

2. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する

(委員会の招集・議事等)

第7条 委員会は必要に応じて開催する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
3. 第4条の委員が審査対象となる臨床研修に携わる場合は、当該臨床研究に関する審議又は採決に参加することができない。ただし、委員会の求めに応じて、委員会に出席し、説明することができる。
4. 委員会の議事は、出席者の3分の2をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させ、意見を求めることができる。

(審議の申請)

第8条 申請者は、第2条に定める事項が生じた場合は審査申請書(様式1号)により、委員会に審議の申請をしなければならない。

2. 前項の申請にあたっては、所属長の承認を必要とする。

3. 委員長は、事実関係の把握のため、関係者に対し追加の報告や資料提出を求めることが出来る。

(審議の判定)

第9条 判定は、承認・条件付承認・不承認・非該当の4段階とする。

2. 審議の判定は、審査結果として、委員長が申請者に文書(様式2号)で通知する。

(審査結果の公表)

第10条 審議の判定結果は公表を原則とする。

2. 公表により、個人の人権保護に支障が出る場合は非公表にできる。ただし、非公表の理由を公開する。

(庶務)

第11条 委員会に関わる庶務は事務局で行い、議事録を保管する。

2. 議事録の保管期限は5年とする。

(情報の取扱)

第12条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他の事項)

第13条 この規程に定めるものの他、委員会の運営にあたり必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成24年9月1日より施行する。